

# 今年も町・県民税の申告相談の時期がまいりました

税金は、納税者の皆さんがそれぞれ自分の1年間の所得を計算して、それをもとにして納税をすることになっています。申告相談の期間は**2月16日から3月6日まで**となっています。また、役場本庁舎2階会議室・由岐支所2階大会議室での申告相談の受付時間については、午後7時まで時間を延長して相談を受け付けますので、必ずこの期間内に平成20年中の所得の申告を行ってください。

なお、仕事の都合や、やむを得ない事情等により上記期間中に申告ができない方は、遅くとも3月16日までに必ず申告を行ってください。

この所得の申告は、平成21年度の町県民税や国民健康保険税及び後期高齢者医療制度等の各種制度（障害者、介護保険、重度医療、社会保険の被扶養者等）の適用の算定基礎となる重要なものです。

## ◆ 申告をしなければならない人

平成21年1月1日現在で美波町内に在住し、平成20年1月1日から12月31日までの1年間に所得のあった人。

このほか、国民健康保険に加入している世帯や後期高齢者医療制度に該当する方（75歳以上）や各種制度（障害者、介護保険、重度医療、社会保険の被扶養者等）の適用を受けている方については、所得のあるなしにかかわらず必ず申告をしてください。申告ができていないと国保税や後期高齢者医療保険料の軽減措置が受けられなかったり、各種の証明書等の発行ができなかったり、不利益を受ける場合があります。

## ◆ 申告をしなくてもよい人

平成20年中の所得が給与所得のみで、給与の支払者から町長に対して給与支払報告書（源泉徴収票）が提出されている人や確定申告を行った人。

※所得税の確定申告書は自分で記入し、阿南税務署へ提出してください。

## ◆ 申告に必要なもの（申告時に持参してください）

- 印鑑
- 平成20年中の所得が計算できる関係書類  
給与支払報告書（源泉徴収票）、公的年金等源泉徴収票、収支内訳書等  
配偶者のパート、内職、年金等の収入が確認できる書類
- ※ 農業所得の方については、平成18年分から完全な収支計算に移行しています。このため、関係書類の提示等がないと必要経費等の控除ができなくなります。昨年12月に配布いたしました「平成20年中農業所得収支内訳書」に必要事項を記入し持参していただくか、収支計算ができる関係書類を持参してください。また、20万円以上の大農機具を購入された方は、領収書等の購入金額を証明する書類を持参してください。
- ※ 漁業所得の方についても、収支計算が原則となっていますので、事前に収支内訳書を記載していただくか、収支計算ができる関係書類を持参してください。
- 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書、生命保険・個人年金、地震（損害）保険料等の控除証明書、医療費等の領収書並びに証明書
- ※ 医療費の領収書は、個人毎の病院別に仕分けの上、合計金額を計算しておいてください。

# 所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった方は 毎年申告が必要です

## ◆ 住宅借入金等特別税額控除制度

対象：平成11年から平成18年までの間に入居した方

（平成20年度から平成28年度までの町民税・県民税に適用）

税源移譲の実施に伴い平成19年分以降の所得税の額が減少した場合に、所得税の住宅借入金等特別控除額が控除しきれないこととなった場合への対応として、町民税・県民税において、次のような措置が講じられ、申告により町民税・県民税所得割より住宅借入金等特別税額控除が適用され減額されます。

- 対象者（①または②の方）
  - ① 税源移譲により所得税額が減少する結果、住宅借入金等特別控除可能額が所得税額より大きくなり、控除しきれなくなった方
  - ② 住宅借入金等特別控除可能額が所得税額より大きく、税源移譲前でも控除しきれなかったが、税源移譲により控除しきれない額が大きくなった方
- 計算方法
  - ① 前年分の所得税の住宅借入金等特別控除可能額